

負担区分判定SPチャート(チャート0)

被保険者・世帯構成員の「所得・課税情報」の申告区分はどれか？									
① 前照回答依頼中	② 所得・課税情報なし(申告無)／簡易申告書出力中			③ 未申告			④ 住民税申告／前照回答／簡易申告		
一括処理では判定し ません。 窓口端末より見込ま れる負担割合を登録 してください。※	負担区分判定年度はいつか？			負担区分判定年度はいつか？			負担区分判定年度はいつか？		
	平成19年度	平成20年度または 平成21年度	平成22年度以降	平成19年度	平成20年度または 平成21年度	平成22年度以降	平成19年度	平成20年度または 平成21年度	平成22年度以降
	非課税者として扱う かつ、 低Ⅰ低Ⅱ判定所得額 を1円以上とし、 チャートAへ	非課税者として扱う かつ、 低Ⅰ低Ⅱ判定所得額 を1円以上とし、 チャートBへ	非課税者として扱う かつ、 低Ⅰ低Ⅱ判定所得額 を1円以上とし、 チャートCへ	非課税者として扱う かつ、 低Ⅰ低Ⅱ判定所得額 を1円以上とし、 チャートAへ	非課税者として扱う かつ、 低Ⅰ低Ⅱ判定所得額 を1円以上とし、 チャートBへ	非課税者として扱う かつ、 低Ⅰ低Ⅱ判定所得額 を1円以上とし、 チャートCへ	チャートAへ	チャートBへ	チャートCへ

※ 窓口端末から負担区分登録を行う際、前照回答依頼中の個人については、「非課税者かつ低Ⅰ低Ⅱ判定所得額を1円以上」とみなして負担区分判定を行います。見込まれる負担割合が3割となる場合には、負担区分を修正してください。

申告区分	内容
①前照回答依頼中	前住所地へ所得・課税情報の照会依頼中
②所得・課税情報なし(申告無)／簡易申告書出力中	市区町村から所得・課税情報が送付されていない(レコードが存在しない) または、簡易申告書を出力中
③未申告	所得課税情報が未申告
④住民税申告／前照回答／簡易申告	申告あり

負担区分判定SPチャート(チャートA)

凡例	
条件	
YES	NO

世帯構成員が全員非課税か？																			
YES				NO															
老齢福祉年金受給者のみか？				本人あるいは同一世帯の被保険者及び同一世帯の70歳から74歳の者の市町村民税課税所得額が213万以上か？															
YES		NO		YES								NO							
		世帯での低Ⅰ低Ⅱ判定所得額が1円以上か？		本人と同一世帯に被保険者または70歳から74歳の者が存在するか？								本人あるいは同一世帯の被保険者及び同一世帯の70歳から74歳の者の市町村民税課税所得額が145万以上か？							
YES		NO		YES				NO				YES				NO			
				基準収入額適用申請の勧奨を行う。 下記いずれかをパラメータ指定して対象者を絞り込んだ結果、基準収入額適用申請勧奨対象外か？ ① 全員に対して勧奨を行う。 ② 同一世帯の被保険者と70歳から74歳の者の給与収入額＋公的年金収入額の合計≦□□円の場合に勧奨を行う。				基準収入額適用申請の勧奨を行う。 下記いずれかをパラメータ指定して対象者を絞り込んだ結果、基準収入額適用申請勧奨対象外か？ ① 全員に対して勧奨を行う。 ② 給与収入額＋公的年金収入額の合計≦□□円の場合に勧奨を行う。				本人と同一世帯に被保険者または70歳から74歳の者が存在するか？				世帯にいる課税者が老年者に係る住民税非課税措置の廃止に関する経過措置対象者のみか？			
				YES		NO		YES		NO		YES		NO		YES(※)		NO	
				基準収入額適用申請有？				基準収入額適用申請有？				基準収入額適用申請の勧奨を行う。 下記いずれかをパラメータ指定して対象者を絞り込んだ結果、基準収入額適用申請勧奨対象外か？ ① 全員に対して勧奨を行う。 ② 同一世帯の被保険者と70歳から74歳の者の給与収入額＋公的年金収入額の合計≦□□円の場合に勧奨を行う。		基準収入額適用申請の勧奨を行う。 下記いずれかをパラメータ指定して対象者を絞り込んだ結果、基準収入額適用申請勧奨対象外か？ ① 全員に対して勧奨を行う。 ② 給与収入額＋公的年金収入額の合計≦□□円の場合に勧奨を行う。		本人が経過措置対象者か？			
				YES		NO		YES		NO		YES		NO		YES		NO	
		収入額 ≧ 621万円？				収入額 ≧ 484万円？				基準収入額適用申請有？				基準収入額適用申請有？		老齢福祉年金受給者か？		老齢福祉年金受給者か？	
		YES		NO		YES		NO		YES		NO		YES		YES		NO	
		収入額 ≧ 520万円？				収入額 ≧ 383万円？				収入額 ≧ 520万円？				収入額 ≧ 383万円？					
		YES		NO		YES		NO		YES		NO		YES		YES		NO	

負担区分判定SPチャート(チャートB)

凡例	
条件	
YES	NO

世帯構成員が全員非課税か？																												
YES				NO																								
老齢福祉年金受給者のみか？				本人あるいは同一世帯の被保険者市町村民税課税所得額が145万以上か？																								
YES	NO			YES								NO																
	世帯での低Ⅰ低Ⅱ判定所得額が1円以上か？			被保険者が複数人いる世帯か？																								
	YES	NO		YES				NO																				
				基準収入額適用申請の勧奨を行う。				基準収入額適用申請の勧奨を行う。																				
				下記いずれかをパラメータ指定して対象者を絞り込んだ結果、基準収入額適用申請勧奨対象外か？ ① 全員に対して勧奨を行う。 ② 同一世帯の被保険者の給与収入額＋公的年金収入額の合計≦□□円の場合に勧奨を行う。				下記いずれかをパラメータ指定して対象者を絞り込んだ結果、基準収入額適用申請勧奨対象外か？ ① 全員に対して勧奨を行う。 ② 給与収入額＋公的年金収入額の合計≦□□円の場合に勧奨を行う。																				
				YES	NO			YES	NO																			
					基準収入額適用申請有？				基準収入額適用申請有？																			
					YES		NO		YES		NO																	
					収入額≧520万？				収入額 ≧ 383万円？																			
					YES	NO			YES	NO																		
									世帯内に70歳～74歳までの者がいるか？																			
									YES	NO																		
									被保険者と世帯内の70歳～74歳までの収入額の合計≧520万？																			
									YES	NO																		
									YES	NO																		

12	21	11	42	42	31	42	42	42	43	42	31	42	32
低所得Ⅰ（老福）	低所得Ⅱ（非課税）	低所得Ⅰ（非課税）	一定所得以上	一定所得以上	一般（基準収入額適用）	一定所得以上	一定所得以上	一定所得以上	一定所得以上（経過措置対象）	一定所得以上	一般（基準収入額適用）	一定所得以上	一般（課税）

負担区分コード	負担区分名称	対象
11	低所得Ⅰ（非課税）	低所得Ⅰ（非課税）に該当する者
12	低所得Ⅰ（老福）	低所得Ⅱ（非課税）の対象であるが、老齢福祉年金受給者である者
13	低所得Ⅰ（老福・住民税経過措置対象者）	老齢福祉年金受給者であり、・老年者に係る住民税非課税措置の廃止に関する経過措置対象者である者
21	低所得Ⅱ（非課税）	低所得Ⅱ（非課税）に該当する者
22	低所得Ⅱ（住民税経過措置対象）	一般（課税）の対象であるが、老年者に係る住民税非課税措置の廃止に関する経過措置対象者である者
31	一般（基準収入額適用）	一定所得以上の対象であるが、基準収入額適用申請が認められた者
32	一般（課税）	一般（課税）に該当する者
41	一定所得以上（経過措置対象）	一定所得以上の対象であるが、公的年金等控除の見直しに伴う経過措置に該当する者（平成20年4月から平成20年7月）
42	一定所得以上	一定所得以上に該当する者
43	一定所得以上（経過措置対象）	一定所得以上の対象であるが、現役並み所得者の判定単位の変更に伴う経過措置者（平成20年8月から平成22年7月）
14	低所得Ⅰ（要保護者）	一般、低所得Ⅱに該当するが低所得Ⅰとすれば、生活保護の受給の対象者とならない者
23	低所得Ⅱ（要保護者）	一般に該当するが低所得Ⅱとすれば、生活保護の受給の対象者とならない者

負担区分コード14および23は負担区分修正画面から登録します。
負担区分コード31および43は基準収入額適用申請画面から登録します。

負担区分判定SPチャート(チャートC)

凡例	
条件	
YES	NO

YES			世帯構成員が全員非課税か？										
YES			NO										
老齢福祉年金受給者のみか？			本人あるいは同一世帯の被保険者の市町村民税課税所得額が145万以上か？										
YES	NO		YES								NO		
	世帯での低Ⅰ低Ⅱ判定所得額が1円以上か？		被保険者が複数人いる世帯か？										
	YES	NO	YES					NO					
			基準収入額適用申請の勧奨を行う。 下記いずれかをパラメータ指定して対象者を絞り込んだ結果、基準収入額適用申請勧奨対象外か？ ① 全員に対して勧奨を行う。 ② 給与収入額＋公的年金収入額の合計≦□□円の場合に勧奨を行う。					基準収入額適用申請の勧奨を行う。 下記いずれかをパラメータ指定して対象者を絞り込んだ結果、基準収入額適用申請勧奨対象外か？ ① 全員に対して勧奨を行う。 ② 給与収入額＋公的年金収入額の合計≦□□円の場合に勧奨を行う。					
			YES		NO			YES		NO			
					基準収入額適用申請有？				基準収入額適用申請有？				
					YES		NO		YES		NO		
					収入額 ≧ 520万円？				収入額 ≧ 383万円？				
					YES	NO			YES	NO			

12	21	11	42	42	31	42	42	42	31	42	32
低所得Ⅰ（老福）	低所得Ⅱ（非課税）	低所得Ⅰ（非課税）	一定所得以上	一定所得以上	一般（基準収入額適用）	一定所得以上	一定所得以上	一定所得以上	一般（基準収入額適用）	一定所得以上	一般（課税）

負担区分コード	負担区分名称	対象
11	低所得Ⅰ（非課税）	低所得Ⅰ（非課税）に該当する者
12	低所得Ⅰ（老福）	低所得Ⅱ（非課税）の対象であるが、老齢福祉年金受給者である者
13	低所得Ⅰ（老福・住民税経過措置対象者）	老齢福祉年金受給者であり、老年者に係る住民税非課税措置の廃止に関する経過措置対象者である者
21	低所得Ⅱ（非課税）	低所得Ⅱ（非課税）に該当する者
22	低所得Ⅱ（住民税経過措置対象）	一般（課税）の対象であるが、老年者に係る住民税非課税措置の廃止に関する経過措置対象者である者
31	一般（基準収入額適用）	一定所得以上の対象であるが、基準収入額適用申請が認められた者
32	一般（課税）	一般（課税）に該当する者
41	一定所得以上（経過措置対象）	一定所得以上の対象であるが、公的年金等控除の見直しに伴う経過措置に該当する者
42	一定所得以上	一定所得以上に該当する者
14	低所得Ⅰ（要保護者）	一般、低所得Ⅱに該当するが低所得Ⅰとすれば、生活保護の受給の対象者とならない者
23	低所得Ⅱ（要保護者）	一般に該当するが低所得Ⅱとすれば、生活保護の受給の対象者とならない者

負担区分コード14および23は負担区分修正画面から登録します。

負担区分コード31は基準収入額適用申請画面から登録します。